第 2 章[1]

インドの障害当事者運動
—— ふたつのろう者の運動の対比から ——

森　壮也

第 1 節　はじめに

インドは赤道近くからヒマラヤまで，28 の州，6 つの連邦直轄地域，デリー首都圏からなる大きな国である。それだけに障害者運動も地域によって差があり，当事者たちの運動が組織化されているところ，散発的なところなどかなりの違いがみられるが，ここでは，主として全国的な動き，また連邦政府に対する動きを中心に整理をしていくこととする。またインドには障害者法（1995）があり，アジア地域ではフィリピンと並んで法制面では障害者政策が早くから進められてきた。しかしながら，こうした法制が当事者たちにとってどのような意味をもっていたのか，その有効性が，今，改めて問い直されてきている。

2004 年の最高裁判決で選挙管理員会に求められていた命令により，2009 年に実施された総選挙で各投票所における障害アクセシビリティがようやく実現した。有権者としての障害者の権利がこうして実現されたことから，慈善対象としての障害者像は，現在，大きな問い直しに直面している。開発のパートナーとしての障害者という新たな位置づけはインドの政策に大きな変化を要求しており，当事者主体による運動がそれを大き

く推進している状況は，ほかの南アジア諸国にも影響を及ぼしている。当事者運動にもそうした過渡的な状況を反映するふたつのタイプが生まれつつある。本章では，インドのろう者の運動から全インドろう連盟（All India Federation of the Deaf：AIFD）とインドろう者協会（National Association of Deaf：NAD）の現在，全国的かつ主流とみられるふたつの運動を取り上げ，各々のもつ活動と特徴についてこれを分析する。このふたつの団体の活動の違いから，新たなトレンドを特徴づける事実を紹介するとともに，どのような課題があるのかを指摘し，すべての人のための障害包摂的（インクルーシブ）な開発のあり方への含意を提示する。

現在，インドの障害者運動は，ひとつの大きなターニング・ポイントにさしかかっている。なかでもろう者の運動は今，長い停滞期を脱して新たな時代に入ろうとしている。その背景には，国連障害者の権利条約，当事者運動の国際的な連帯の高まり，また手話がろう者の権利の実現に重要であるというコンセンサスの広がり，など多くの要因があると考えられる。まず、インド政府による国勢調査でみたろう者の概況とその背景となるろう教育について簡単に述べた後，AIFD が職業教育をメインとした活動になっているのに対し，NAD がむしろ障害者の権利要求運動に力点を置いているという違いについて述べる。また，インドにおける全国的な運動を難しくさせている原因のひとつである手話の地域差の問題についてふれながら，最後にインドにおけるこのふたつのタイプの運動の分析から得られた「障害と開発」へのインプリケーションを分析し，今後の課題などについて論じる。

第２節　インドのろう者とろう教育

表１は，インドで最新の全国障害者調査データである 2001 年の地域別障害者数である。標本調査ではなく，国勢調査の形で行われたものとしてはこれが最初で，調査手法や質問項目も未熟であった。2001 年の国勢調査によれば，インド全人口 10 億 2861 万 328 人のうち，障害者は 2190

表1　障害者総人口

（単位：人）

S No.	州・連邦直轄地	人口	男性	女性
1	インド全体	21,906,769	12,605,635	9,301,134
2	アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄地	7,057	4,226	2,831
3	アーンドラ・プラデーシュ州	1,364,981	773,971	591,010
4	アルナーチャル・プラデーシュ州	33,315	22,175	11,140
5	アッサム州	530,300	297,516	232,784
6	ビハール州	1,887,611	1,131,526	756,085
7	チャンディガル連邦直轄地	15,538	9,538	6,000
8	チャッティースガル州	419,887	231,768	188,119
9	ダドラ及びナガル・アベリ連邦直轄地	4,048	2,329	1,719
10	ダマン・ディウ連邦直轄地	3,171	1,779	1,392
11	デリー	235,886	144,872	91,014
12	ゴア州	15,749	8,889	6,860
13	グジャラート州	1,045,465	604,964	440,501
14	ハリヤーナ州	455,040	273,837	181,203
15	ヒマーチャル・プラデーシュ州	155,950	90,444	65,506
16	ジャンム・カシミール州	302,670	171,816	130,854
17	ジャール・カンド州	448,377	264,229	184,148
18	カルナータカ州	940,643	537,730	402,913
19	ケーララ州	860,794	458,350	402,444
20	ラクシャディープ連邦直轄地	1,678	901	777
21	マディヤ・プラデーシュ州	1,408,528	824,693	583,835
22	マハラシュトラ州	1,569,582	933,867	635,715
23	マニプール州	28,376	15,456	12,920
24	メガラヤ州	28,803	15,317	13,486
25	ミゾラム州	16,011	8,763	7,248
26	ナガランド州	26,499	14,541	11,958
27	オリッサ州	1,021,335	568,914	452,421
28	ポンディシェリ連邦直轄地	25,857	14,765	11,092
29	パンジャーブ州	424,523	252,856	171,667
30	ラジャスターン州	1,411,979	840,650	571,329
31	シッキム州	20,367	11,409	8,958
32	タミール・ナドゥ州	1,642,497	791,685	850,812
33	トリプラ州	58,940	33,461	25,479
34	ウッタール・プラデーシュ州	3,453,369	2,076,504	1,376,865
35	ウッタランチャル州	194,769	113,209	81,560
36	西ベンガル州	1,847,174	1,058,685	788,489

（出所）Census of India 2001.

万 6769 人であり，その比率は 2.1% となっている（Census of India 2001）。またこの障害者数を障害別にみたものが図 1 である。ここから計算される 2.1% という障害者比率がインド政府の障害者数の公式数字であるが，これが WHO のいう総人口の 10% は障害者であるはずだという推定数字よりも大幅に低いとして当事者団体から批判されている。このうち，ろう者，聴覚障害者[2]の比率は全障害者の 5.76%，総人口の 0.012% と非常に低い数字となっているが，この数字の問題は図 1 をみるとさらにはっきりしてこよう。

表 2 に出ているように学齢期の聴覚障害の子どもの捕捉率が非常に悪いのみならず，そのほかの年齢層でも低い。障害基準が世界でも厳しい方であるといわれる日本の聴覚障害者総数 34 万 3000 人（厚生労働省［2006］）と比べても過少と思われる数字となっている。テイラー・テイラー

図 1　障害別の比率

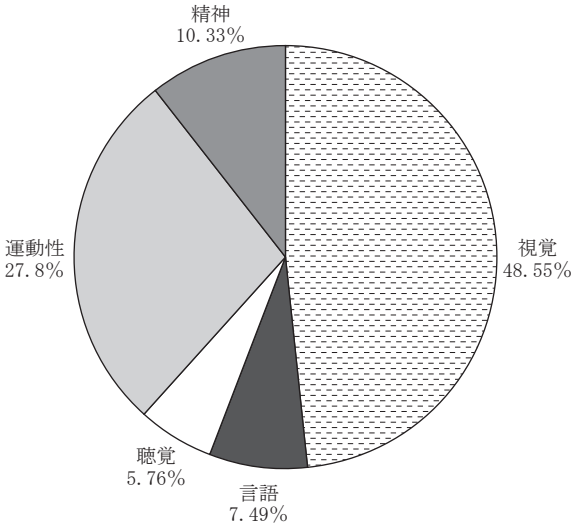

（出所）表 1 に同じ。

表2　インドの障害者の年齢・障害別人口

（単位：人）

S No.	年齢	視覚	言語	聴覚	運動性	精神
1	0 ～ 4	831,408	35,851	23,723	234,199	74,691
2	5 ～ 9	986,168	257,201	80,024	544,088	189,562
3	10 ～ 19	1,787,977	482,509	186,705	1,485,654	532,436
4	20 ～ 29	1,455,363	288,415	114,433	970,700	442,138
5	30 ～ 39	1,410,864	216,432	118,525	706,286	395,837
6	40 ～ 49	1,211,365	143,780	124,192	608,845	282,805
7	50 ～ 59	945,233	90,290	136,983	506,721	159,190
8	60 ～ 69	999,122	71,612	205,691	532,586	109,575
9	70 ～ 79	643,850	35,653	168,018	334,880	50,061
10	80 ～ 89	242,249	11,369	76,394	129,406	16,187
11	90+	72,053	3,561	23,839	41,638	5,868
12	不明	49,229	4,195	3,195	10,474	5,471
合計		10,634,881	1,640,868	1,261,722	6,105,477	2,263,821

（出所）表1に同じ。

表3　インドにおける地域別ろう学校の分類

（単位：校）

S.No.	Name of the State/U.T.	公立	NGO 立	合計
1	アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄地	2	0	2
2	アーンドラ・プラデーシュ州	11	21	32
3	アッサム州	1	0	1
4	ビハール州	2	13	15
5	ゴア州	1	3	4
6	グジャラート州	3	12	15
7	ハリヤーナ州	0	8	8
8	ヒマーチャル・プラデーシュ州	1	1	2
9	ジャンム・カシミール州	0	1	1
10	カルナータカ州	2	16	18
11	ケーララ州	5	25	30
12	マディヤ・プラデーシュ州	6	11	17
13	マハラシュトラ州	36	90	126
14	マニプル州	1	0	1
15	メガラヤ州	0	2	2
16	ナガラヤ州	0	1	1
17	ニューデリー	4	12	16
18	オリッサ州	5	11	16
19	ポンディシェリ連邦直轄地	0	1	1
20	パンジャーブ州	0	4	4
21	ラジャスターン州	0	11	11
22	タミール・ナドゥ州	8	37	45
23	トリプトラ州	1	1	2
24	ウッタール・プラデーシュ州	4	15	19
25	西ベンガル州	8	34	42
Total		101	330	431

（出所）Randhawa［2009］.

(Taylor and Taylor［1970］）は，当時のインドのろう者人口を 200 万とし，1981 年のインドでの国勢調査（Government of India［1981］）は，5 歳以上のろう者人口を 631 万 5761 人と推定している。他国の例に漏れず，インドにおけるろう者の状況も捕捉率，またその定義という意味では多くの課題を残している。

ろう教育やコミュニティの概況については，インド社会福祉協議会（Rehabilitation Council of India［2000］）がとりまとめている。またインドのろう教育については，アデンワラ（Adenwalla［1999］）が学校教育や当事者団体を含めた概観をまとめているほか，デニス（Dennis［2005］）がさらに戦前からの詳細な歴史をまとめている。その始まりは，1884 年のムンバイに設立されたろう学校に遡るといわれている。これに続くのが，当時のベンガル州のカルカッタに 1893 年に設立されたろう学校である。この後，1900 年代に多くのろう学校が設立されている。表 3 はインドのろう学校の分布状況である。公立ろう学校 101 校（23.4%），NGO から支援を受けている私立ろう学校（NGO による支援を受けている私立学校のみ[3]）204 校（47.3%），NGO 立ろう学校（直接 NGO が運営しているもの）126 校（29.3%）である。世界的に共通していることであるが，こうしたろう学校は，ろう者のコミュニティの成立を促す母体である（写真 1）。これらの学校を卒業したろう成人たちがフォーマルな形で同窓会を設立し，そうした同窓会がなくても近い卒業年次の人たちの卒業後の交流がろう者のコミュニティを成立させる。後に述べる AIFD の母体となった DAD は，デリー地区のろう学校の卒業生のこうしたコミュニティから生まれたものであるし，NAD もまたろう学校と職業訓練センターの卒業生たちのコミュニティから生まれたものであった。

第 3 節　既存のろう者の全国組織 ── AIFD ──

国連の NGO 資格をもち障害者の権利条約の策定に積極的に参加した世界ろう連盟（WFD）という，ろう者の世界的な当事者団体があるが，イン

写真1：ヘレン・ケラー盲ろう学校，ムンバイ（筆者撮影）。

ドにはそれに加盟する団体，AIFDがあり，1955年設立以来の長い歴史を誇っている。しかし，同団体では，機関誌発行もしておらず，インターネットを通じてのHP運営もしていない。同団体の現況についての情報は数年に1回，不定期に発行されている印刷物によってしか得られない。また全国での会員数も公表していない（2010年現在）。同団体の活動は，おもに政府よりの助成金によるろう者多目的職業訓練センター（Multi Purpose Training Center for the Deaf：MPTCD）の運営に留まっている。

このMPTCDであるが，AIFD［2006，2009］およびインタビュー(4)によれば，同校はデリーの特殊学校地区内（Shaheed Jeet Sing Marg.にある）で1977年に設立された，宿舎をもつ学校で，1.5エーカー（約8100平方メートル）の敷地にある校舎と宿舎のふたつの建物からなっている。デリー地域からの学生が最も多いものの，全国各地から集まった16歳から30歳の学生が，二年制の職業訓練校でコンピュータ，写真（機械式およびデジタル），印刷，機械整備，裁断・縫製といった分野で職業訓練を受けている。設立以来の卒業生数は，2009年現在まで合計2750人であり，過去5年間の在籍学生数は，男220人，女49人の合計269

人となっている。2008 年の卒業生数は，33 人である。2 年間の課程は，最初の 1 年目は主として英語のトレーニングを含むもので，2 年目は（写真の課程をのぞき）インドの職業訓練課程認証機関である ITI（インド産業訓練校）と提携したコースとなっている。写真および裁断・縫製と機械調整の課程は，NCVT（インド職業訓練国家審議会）の認可課程である。インドの学制で第 8 学年を修了している学生で 16 歳に達していれば入学資格がある。学生の多くは政府からの奨学生であり，貧困家庭出身の学生には MPTCD が用意している奨学金制度が少数と限られているがある。

この MPTCD のほかの AIFD の活動としては，いずれも小規模のものであるが，結婚カウンセリング，社会正義エンパワメント省からの補助金による補聴器の無償提供と各地での補聴器提供のためのキャンプの運営，コンピュータの指導コース，手話の研究会の開催などがある。AIFD の設立当初以来の歴史について，関連団体のものも合わせて表 4 に整理してみた。また MPTCD をはじめとしたこれらの AIFD の活動であるが，特

表 4　インドのろう団体関連歴史年表

年	できごと
1950	デリーにろうあ協会（DDA),B.G.Nigam 氏宅で創立
1955	AIFD，DDA から分離する形で創立。DDA と AIFD，全インドろう者会議を主催 DDA 事務所，Bazar Sita Ram に移転
1957	AIFD，世界ろう連盟（WFD) に加盟 DDA の作業所と図書室，現在地の Kamla Market に移転
1958	AIFD とその加盟団体（含む DDA)，世界ろう連盟の指導下で世界ろう者の日の祝典開催
1959	ラージェーンドラ・プラサード初代大統領とジャワハルラール・ネルー初代首相臨席のもと，最初の世界ろう者週間祝典開催
1960	最初の職業訓練課程が写真部門でスタート，後に MPTCD に統合 ニューデリーろうあクラブ，YMCA を本拠として創立
1961	DDA，ろう成人のための夜間クラス開講
1962	職業訓練課程に印刷科設立
1965	全インドスポーツ会議（AISCD) 設立のための第 1 回全国ろう者スポーツ大会開催。 ラール・バハードゥル・シャーストリー第 3 代首相，来賓として出席 DDA 事務所，現在地の Kamla Market に移転 ニューデリーろうあクラブ，同年にできていたろうあクラブと統合
1968	DDA，ろう女性のためのトレーニング開始 DDA，AIFD のデリーでの大会を主催

年	できごと
1970	第 3 代副大統領（後に第 4 代大統領）ヴァラーハギリ・ヴェーンカタ・ギリ，第 3 回 AIFD 会議の開会を宣言 MPTCD の定礎式，ヴァラーハギリ・ヴェーンカタ・ギリ副大統領によって執り行われる
1973	インディラ・ガンディー第 5 代首相，世界ろう者の日の祝典の開会宣言
1975	無償補聴器配給プログラム開始，以後，継続
1976	連邦政府社会福祉省からの補助金による就職斡旋サービスが AIFD で，それにふさわしいろうの青少年に職を提供するため開始
1977	MPTCD の地階でろう者印刷所スタート。仕立て，写真，機械整備課程の準備開始 DDA，またそこから一時，分かれてできたデリーろうあクラブ，ニューデリーろうあクラブ，統合してデリーろう協会（DAD) 設立
1980	AIFD 創立 25 周年の開会宣言をムハンマド・ヒダーヤトゥッラー第 6 代副大統領行う
1983	連邦政府社会正義・エンパワメント省から MPTCD への補助金助成開始 Ali Yavar Jung 国立聴覚障害研究所，ボンベイ（現在のムンバイ）に創立
1991	AIFD，ろう者のためのハイテク・コンピュータ課程をスタート
1992	インド社会福祉協議会 (RCI) 法成立
1993	マドラス大学附属校としてインド最初のろう者のための大学，セント・ルイスろう大学開校
1995	第 6 回世界ろう連盟アジア太平洋地域代表者会議を主催 1995 年障害者法，成立。強力なロビー活動，諸 NGO，議員，さまざまな部門の社会活動家とのネットワーク構築が 10 年以上にわたって AIFD でも行われた
1997	第 40 回世界ろう者の日の祝典開催。以後，毎年 9 月に行われることに Deaf Way Foundation，設立，定期的に雑誌発行開始
1998	第 26 回の共和国記念日パレードに AIFD，組織委員会に参加，パレードでの障害部門の代表にも
2000	過酷なまでのロビー活動，アドヴォカシー活動でやっと障害者法が具体化
2002	AIFD の裁断・縫製課程，ITI の認証を得る
2004	AIFD の写真課程，ITI の認証を得る
2005	グルシャラン・カウル夫人（マンモハン・シン第 17 代首相夫人)，MPTCD を訪問 インドろう者協会（NAD) 設立
2006	バンワリ・ライ・ジョシ，デリー知事（中尉)，MPTCD を訪問 NAD，ムンバイの手話 Ali Yavar Jung 国立聴覚障害者研究所（AYJNIHH）の手話トレーニング・プログラムの閉鎖に抗議して，全インド各地で 8000 人が参加するデモを指導，同プログラムの延長を勝ち取る
2007	ヨガナンダ・シャストリ，デリー市保健局長，デリー州首相シーラ・ディキシット女史の代理で，AIFD 訪問，第 50 回世界ろう者の日の開会宣言
2008	ギャローデット大学代表団，AIFD を海外ろう教育プログラム視察で訪問。パキスタン文化使節，駐印パキスタン高等弁務官と一緒に訪問。世界ろう連アジア太平洋地域代表者会議（ネパール）に参加
2009	NAD など，デリー高裁に聴覚障害者への免許許可を求めての PIL 提訴，高裁からの連邦政府への許可命令を引き出す NAD, デリーでインド国家計画委員会に聴覚障害者への免許を求めて 3000 人のデモ

（出所）AIFD（2009)，DAD（2002)，NAD への 2010 年の現地でのヒアリングをもとに筆者作成。

徴的なのは，いずれも独自の資金ではなく，政府からの補助金にほぼ依存した活動をしているということである。一方，国連障害者の権利条約（UNCRPD）をインド政府が批准したことにより，インド障害者法の改正のための委員会への関与をはじめとして，障害当事者団体（DPO）の運動の盛り上がりがみられる。その状況下，こうした政府からの補助金に依存してきたために，長らく停滞していたといわれるろう者の権利を求める運動に新たな動きが近年，みられつつある。

第４節　勃興する新しいろう者の当事者運動
── NAD ──

先に述べたように，新たに出現してきたろう者の権利を求める運動は，2005 年に設立されたインドろう者協会（NAD）がその主体となっている。同団体は印刷物ではなく，インターネットを利用した広報活動を展開している。そのウェブページで公開されている情報[5]および現地で行われたインタビューをもとにして同団体の活動などを記述してみたい。メンバーは約 2500 人いる。AIFD が主として職業訓練面の活動を中心としていたのに対し，NAD は人権面，特に政府に対して社会制度の変革を求める運動が中心となっている。NAD の活動は多岐にわたるが，なかでも力を入れているのが，ろう教育，コミュニケーションと手話通訳の３つにかかわる事項である。特に手話の問題は，国連障害者の権利条約（2008 年発効）でも，ろう者の生活のさまざまな側面での手話にかかわる権利保障が言及されている重要な問題とされている（森［2010a］）。

前節で述べた AIFD は，非常に小さな手話の研究グループを運営してはいるが，人権を全面に出した政府に対する要望や手話通訳の問題には，ほとんど取り組んでいない。これに対し，NAD は，2007 年にジャワハルラール・ネルー大学デリー校言語学部で最初の人権運動ベースの通訳者会議である全インド手話通訳者会議（ASLI）の開催に協力，２回目も同じ会場で 2010 年に開催されている。

インドには, 1993年の国家人権保護法によって設立された（稲［1998］）国家人権委員会（NHRC）がある。先に述べた国連障害者の権利条約採択の翌年（同年，インドも同条約に署名）にアジア太平洋地域の地域人権フォーラム（Asia Pacific Forum）第12回年次会合で同人権委員会は,「障害者の権利の促進と保護における国家人権機関の役割」という報告（NHRC［2007］）を行った。この報告のなかで，国家人権委員会が取り組むべき教育にかかわる内容として,「手話プロジェクト」を掲げた。これはデリーろう協会（DAD）からの提案を受けてのものであるが，この報告にもとづいて同委員会は社会正義エンパワメント省および人的資源教育省に対して0～14歳のろう児のための手話の標準化プロジェクトの支援をすることを勧告し，一連の会合とワークショップを支援したという。これが，現在も続けられているムンバイにある国立聴覚障害研究所（Ali Yavar Jung：AYJNIHH）におけるろう学校教師のための手話講習につながっている。

この国家人権委員会における手話についての取り組みは，こうした教育面に留まっているが，手話の問題は手話通訳などインドのろう者の日常生活にも大きくかかわってくる課題である。そういった意味で、NADとASLIの取り組みが、この国家人権委員会のものと対照的な存在であることがみえてくる。NADが掲げている次の7つの目的やそれを達成するための表5のような領域をみるとそのことがよく理解できる[(6)]。

活動領域と関連してNADが掲げている目的は，次の7つである。

1. インドのろう者・難聴者の権利と生活の質の向上を促進すること
2. インドの各州のろう者の連帯を促進すること
3. 生活のあらゆるレベル，側面で平等な権利を促進すること
4. 全国レベル，地域レベルの双方での会合，スポーツ大会，政治的集会を通じてろう者の相互交流を促すこと
5. 政府機関や議員にろう者の権利を考慮に入れるよう働きかけること
6. ろう者にかかわる現在の問題，諸課題について人々を啓蒙し，ほ

かの人たちを教育すること

7. ろう者のエンパワメントを保障することで，彼らが経済的に自立し，まともな教育を受けられるようになり，社会で正当な地位を得られるようにすること

前記の活動領域や目的を一見して気づくように，すでに述べたAIFDのそれらとの重なり合いがある。すなわち，AIFDが政府から補助金を受けることで，その活動を職業訓練という形で拡大してきたこと，政府の諮問

表5　NADが提言している領域一覧

1	通訳
2	雇用
3	ニュースや娯楽メディアへのアクセス
4	政府諮問委員会への代表出席
5	ろう者・難聴者が必要とする，あるいは彼らが望むその他の分野
6	聴力損失に関連した全国的な諸活動の調整
7	聴力損失に関連した連邦・州政府の諸法制の実施の監視
8	耳が聞こえないこと，ろう者・難聴者のニーズについて政府機関と協議すること
9	政府機関とろう者・難聴者の間での連絡役を務めること
10	すべての市と学校でのインド手話教室の普及を支援すること
11	インドのさまざまな場所で青年リーダーシップ・キャンプを運営すること
12	会員・加盟団体の会議を2年ごとに開催して，全国的な課題を討議すること
13	ほかの障害を代表する諸機関と相互支援とアイデアの交換のために協力すること
14	さまざまなプロジェクトのため募金活動に携わること
15	州や市レベルの協会設立を支援し，その活動を調整すること
16	ろう者や難聴者個人のためのオンブズマンとして活動すること
17	国際的な場でろう者・難聴者を代表すること
18	耳が聞こえないということについての情報を政府や人々に広く知らしめること
19	耳が聞こえないことに関連した印刷物（本や雑誌）や電子メディア（ウェブサイト）を刊行すること

（出所）NADウェブページ（http://www.nadindia.org/NAD.html）。

を受けてきたこと[7]，また世界的な機関である世界ろう連に加盟しているステータスを政府へのコミットメントなどで最大限に利用してきたことは，前記のNADの活動領域や目的と衝突する部分も大きい。

一方，人権面でのアドボカシー活動は，NADでみられる最も大きな違いである。このほかにも，両者にはいくつか大きな違いがみられる。組織的な違いとして注目すべきなのは，AIFDは，会長が聴者であり，事務局長以下をろう者が担っているということ，また加盟団体は全インド28州と7つの連邦直轄領のうち17[8]のみで，これらは地域代表性をもたず，親睦的な仲間内の団体となっているのに対し，NADはフォーマルな地域代表制をもつ組織には未だなっていないものの[9]表4にある2006年の全国デモをはじめとした活動の基盤となる全国的なネットワークをもっている。これは，NADの母体となったデフ・ウェイ基金（Deaf Way Foundation）という手話，英語，ICTの教育を行っている団体の支部がデリー，ワーラーナシー（ウッタル・プラデーシュ州），ヴィジャヤワーダ（アーンドラ・プラデーシュ州），ハイデラバード（アーンドラ・プラデーシュ州），ルディアーナ（パンジャブ州），にあるためこれらの支部の修了生の若者たちを中心にNADが設立された背景と関連している。また手話通訳者の組織との関係も両者は微妙に異なっている。第7節で手話通訳者の状況については述べるが，AIFDは，インド手話通訳者協会（Indian Sign Language Interpreter's Association：ISLIA）とは独立した立場でいるのに対し，NADの方は手話通訳者協会（Association of Sign Language Interpreters：ASLI）と密接な関係をもち，むしろその設立母体として活動しているという違いもある。

第5節　ろう者の運転免許とNAD

NADがろう者の人権にかかわる活動として現在，精力的に取り組んでいるものに，デリー高裁にPIL（公益訴訟）の形で提出したろう者の自動車運転免許にかかわる事例がある[10]。これは，ろう者が運転免許をデリー

の地域運輸局（Regional Transportation Office）に 2009 年春に申請したところ，担当官が免許の発行を拒否したことに始まる。

弁護士と一緒にその理由を問うたろうの当人に対し，この担当官は，自動車法（Motor Vehicles Act,1988）によれば，ろう者には運転免許は与えられないと回答した。しかしながら，同法には明確なこうした条文規定はなく，あるのは運転上危険な場合に免許の発行を拒否できるという規定で，これがろう者に当てはめられた形となった。このため，NAD は当該本人とともに PIL をデリー高裁に提出した。これに対しデリー高裁が 2009 年 9 月に免許を発行するように命令を出したものである。同年 11 月には自動車法の改正の必要性の意見も連邦政府から出るに至った[11]。しかしながら，船舶・陸上運輸・幹線道路省は，この問題を技術諮問委員会（Technical Advisory Committee）に付し，この結果，同年 12 月に入って，同省はインドは交通事情が悪く，ろう者に運転免許を与えることはやはり危険であるとして拒否回答を寄せてきた[12]。インドではすでに多くの事故死傷者が出ていることから，①ろう者への免許付与はさらにインドの交通事故数を増加させる，②インドの自動車ドライバーのマナーは悪く，危険である，③道路照明も暗く，視覚に依存するろう者の運転には危険である，という 3 つの理由が同省から提示された。これに対し，ろう者たちは激しく抗議[13]，NAD のみでなく，NAD とそれまで距離を置いていたろう者のコミュニティ，たとえばデリーに新しく設立されたろう者のための大学学部・大学院課程の学生などからも連帯支援が寄せられた。こうした連帯と抗議の声とが，表 4 の 2009 年の国家計画委員会への 3000 人のデモにつながっている。

現在も NAD は，人権法律ネットワーク（Human Right Law Network [14]）や NCPEDP（全国障害者雇用促進センター）のようなほかの障害当事者団体とも協力しながら，この運動を続けている。他国では認められつつあるろう者への運転免許付与という，非障害者であれば，当然享受している権利の獲得を NAD はめざしている。

なお 2011 年 2 月 15 日の報道によれば[15]，デリー高裁から聴覚障害者もほかの人たちと同じように取り扱われるべきで，運転能力テストを受け

る権利をもつということ，また彼らも教習を受けた後に仮免許を与えて試験をすべきであるという主旨の判決が出た。実際の対応は，政府のその後の対応次第である。まだ最終判決には至らないものの，それまでは受験資格すら与えられていなかったことを考えると，同判決は大きな歴史的前進といえる。

第6節　インドの多様な手話

インドの広大さは800種以上ともいわれる音声言語の数にも表れているが，こうした地域間の言語の違いという問題は，手話においても存在する。マニ（Mani［2001］）はインド人の手による最新かつ最大のインド手話辞典[16]であるが，この辞書の編纂でも地域ごとの手話の差が分析されている。同辞書の収録語彙数は1600，語基の数としては約700語である。これらの手話が，テーマごとに14のユニットに分類され，それぞれ分析が行われた。表6は，この14ユニットの州間の共通度を各州で使われている語彙について75%共通しているもの，100%共通しているものについて示した表である[17]。これらの14ユニット全体での平均共通率は42.0%，ふたつの地域で共通しているのは8.9%のみで，収録語彙全体の25%が地域間で異なっているという。インドにおける手話の地域的変異がいかに大きいかがうかがわれる。

なぜこのような地域間の違いがあるのだろうか。多くの地域の手話に関するこれまでの既存の研究によれば，ろう学校が異なると手話が異なるというものがある。つまり，手話の分布は必ずしも音声言語とは重なっておらず，独自の分布を示す。ろう学校による違い，また年齢層による違い，職業や民族による違いなどさまざまな要因が音声言語以上に複雑に絡み合って，手話の違いの分布を決定している。

このうち手話の地域的変異の最も基本的な単位とされるろう学校についてみてみよう。インドでは表3にみられるようにろう学校の数も430校以上と大変に多い。同じ地域で同じ音声言語を使用している地域のろう

学校でも，学校が違えば多少の差が出てくるのが通常みられる状況であるが，インドの多くのろう学校では当該地域の音声言語をベースとした口話法が用いられており，これがさらに状況を複雑にしている。すなわち，学校によって公式に手話が用いられていないため，手話がヴァナキュラー（Vernacular）な言語[18]として存在している。これはインドの連邦公用語であるヒンディー語の状況に相当するような標準的な手話がインドでは公式には存在しないことを意味する。

しかしながら，同国には鉄道などが発達していることから，ほかの途上国と比してインフラという意味では恵まれた環境にある。これはろう者相互の交流を相対的に容易にしている。このため，隣接地域間での手話言語の均質化には貢献しており，ある程度の地域的な変異を共有するグループも存在している。インドの手話の研究者として知られるゼシャン（Zeshan［2000a］）は，マニらの資料とは別の独自のデータを用いて，インド内での手話語彙の共通性は 60％から 84％であると報告している。これは語彙についての共通性であるが，さらにゼシャン（Zeshan［2000b, 2000c］）は，インド手話とパキスタン手話との比較から両手話の文法は同じであり，両者をまとめてインド・パキスタン手話と呼んでいる。

一方，インドにおいてはもうひとつ別の問題も存在する。それは，非障害者も直面している農村と都市での学校教育における格差である。農村部には，ろう学校が存在しないことが多い。インドでは，第 3 章で詳説されているように人的資源教育省が主管となった教育普遍化プログラム（Sarva Shiksha Abhiyan：SSA）というプログラムがあり，小学校教育をすべての子どもに提供するための努力が続けられているほか，2009 年に子どもの無償義務教育権利法（The Right of Children to Free And Compulsory Education Act, 2009）が可決されたことにより，すべての子どもへの教育体制が整いつつある。しかしながら，これらの制度は障害児についてはこれを十分に考慮するようにはなっていなかったため[19]，ろう児への教育環境が考慮されないままという状況が生じている。すなわち，一般の地域校でただ教室に座っているだけで学習ができない状況に多くのろう児たちがさらされており，それは農村部において特に著しい。こ

表6　インド手話の分野別州間共通度

（単位：%）

ユニット	内容	州間共通部分75%率	州間完全共通率
ユニット 1	家族や家族関係，身体部分やその機能，行動基準，家庭用品，保健・病気	18.7	51.5
ユニット 2	自然，天気・天候，季節，野生動物，インド産の動物・鳥類，虫・は虫類，樹木・花，金属，金属以外の材料	21.3	37.9
ユニット 3	暦（月や曜日）関連，時間，単位，お金，方角	29.8	28.3
ユニット 4	学校教育関連（制度，設備），学校の科目，大陸名・国名，インドの諸州と諸連邦直轄地域，著名市や町，言語名，視聴覚設備	21.9	36.8
ユニット 5	仕事や職業関連設備・制度	21.1	38.0
ユニット 6	電気通信，郵便，鉄道，水運の輸送設備や制度	20.8	43.0
ユニット 7	食材，スパイス，果物，飲み物，野菜，穀類	21.3	38.1
ユニット 8	芸術，娯楽，フェスティバル，衣装・化粧品，宗教・宗教施設，スポーツ	19.8	44.4
ユニット 9	色や形	22.4	40.1
ユニット 10	数や序数	20.2	52.1
ユニット 11	政府や裁判所の制度	23.6	47.8
ユニット 12	前置詞，副詞，疑問詞，接続詞，代名詞，文法用語	15.7	43.7
ユニット 13	動詞一般	24.4	48.2
ユニット 14	形容詞一般	22.2	51.7
	全14ユニットでの平均	21.7	43.0

（出所）Mani（[2001]）より筆者作成。

のことは，手話の面でもろう児たちが十分な言語発達の機会をもてないでいるということを意味し，農村部における手話と都市部における手話の違いにもつながっていることをジェプソン（Jepson［1991］）が報告している。

第7節　インドの手話通訳

また，前節で述べた手話の辞典，マニ（Mani ed.［2001］）の編纂過程のなかで，インドにおいても手話通訳の問題が検討されるようになった。同書によれば，最初の手話通訳をテーマとしたタスク・フォース会合は1998年11月にヴィジャラヤ（Vidyalaya）教育大学（VCE　Sri Ra-

makrishna Mission）で開催されているという。この会合では，手話の普及が話し合われ，この後に手話通訳ワークショップも同年 11 月 21 日と 22 日に開催された。参加したのは，ろう教育担当教師，ろう者のために活動している人たち，また数人のろう者である。この種の会合としては全国的に人が集まったのは，これが最初であり，ろう者にとっての手話通訳の意義，各種の手話通訳，通訳者の役割と責任などについて話し合われた。また手話通訳者を育てるトレーニング・プログラムを VCE が行うべきという主張もあった。これを受けて，VCE は 1999 年 1 月 19 日から 24 日に 1 週間の手話通訳者訓練プログラムを開催した。これに参加したのは，主としてろう学校教師である。

これら訓練プログラムの成功により，単発ではなくプログラムの継続の要望が生まれ，後に調査チームは 9 カ月間の訓練プログラムのためのシラバス（学習・教育計画）を開発した。このシラバスは，2000 年 9 月に VCE が主催した専門フォーラムで発表された。このフォーラムには，言語療法士，大学の特殊教育担当教師，手話通訳者，そしてろう者が参加している。フォーラム参加者からのフィードバックを受けて，1 年間の手話通訳養成プログラムがインド社会福祉協議会（RCI）の認可を受けてスタートした。しかしながら，これらの手話通訳養成は一般社会での活動というよりは，ろう学校教員養成を主目的としたものである。またろう者の権利の問題などについての研修などは，十分に行われていない。

一般社会における成人ろう者のさまざまな権利を実現させるために活動する手話通訳者は，長らく研修や全国的な会議を行う機会を得られないでいた。しかし，先に NAD について述べた第 4 節にあるように，2009 年，最初の手話通訳者会議（ASLI）がデリーで開催[20]され，こうした停滞した状況にも変化の兆しがみられ，新たな発展が始まろうとしている。先の RCI が主導する手話通訳者養成は，先述のように AYJNIHH という国立研究所でろう学校教員養成を主目的として行われていた。すなわち、ろう教育ベースの手話通訳者の養成であり、先の会議もそうしたものであった。しかし，ASLI の成立に刺激を得て，AYJNIHH でトレーニングを受けた手話通訳者たちによって，インド手話通訳者協会（ISLIA）という団体が

2009年に設立され，翌年，2010年にISLIAも全国大会をマディヤ・プラーシュ州のインドール（Indore）で開催した。この会議でも、ろう教育関係者が依然として大多数ではあるが、ろう教育場面に限定されない通訳場面への意欲という新たな変化がみられた。

第8節　ふたつの運動のもつ「障害と開発」にかかわるインプリケーション

以上，インドのろう当事者団体ふたつの活動の比較からみえてくる構図を整理したのが図2である。第1章第3節でも述べたように障害当事者団体は当初，障害児教育施設などの同窓会からスタートしており，親睦・社交の場としての機能を果たしていた。この時期はいわば，障害コミュニティ・ベースでしかも単一の障害というモノ・ディスアビリティの時代であったといえる。これが政府の障害者施策と出合っていくなかで全国組織化し，政府補助金の受け皿となる。しかしながら，AIFDの例にみられるように慈善あるいは福祉の考え方に則った政府の障害者施策は，そうした支援者・被支援者関係の膠着化をもたらす。こうした状況下では，森［2008］でも述べられているように障害自助団体の役割も限定され，真の開発への障害のインクルージョン（包摂）は果たされないことになる。そこからさらに発展していくためには，人権アプローチの導入とクロス・ディスアビリティの視点が必須である。インドにおいては第5節でも述べたNCPEDPなどの障害権利グループ（DRG）を構成するグループが人権アプローチとクロス・ディスアビリティのふたつの方向性を有していることが知られている。NADはNCPEDPとの連携的な活動を通じて，政府の審議会の委員に入るなど新たなチャンネルを確保してきている。いわば，AIFDにはなかったNADの新たな動きは，このふたつの方向性を得たことで生まれたといえる。このふたつの方向性を獲得したことで，AIFDとは異なる対極がこのように新たに出現してきたということが注目すべき変化，ポイントとなる。

図２　当事者団体の発展とふたつの経路とパターン

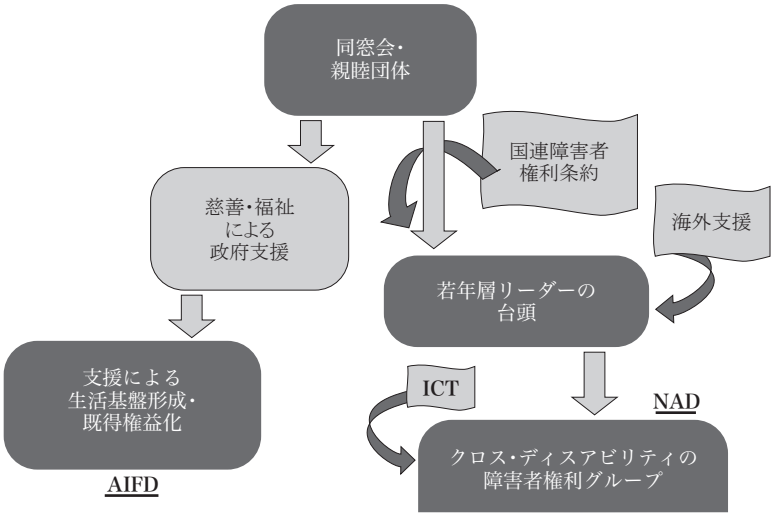

（出所）筆者作成。

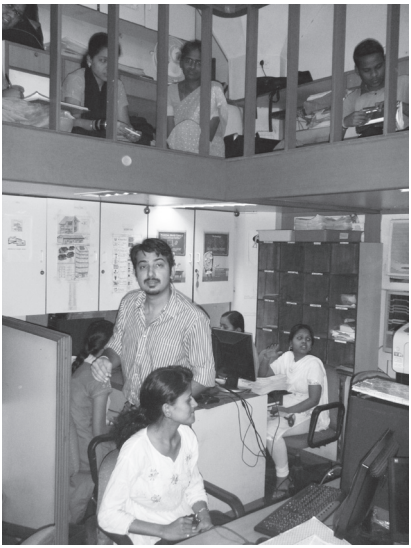

写真２：ろう者を多数雇用してクーリエ・サービスを営む社会企業ミラクル社，ムンバイ（筆者撮影）。

「障害と開発」をめぐる一連の研究では，開発における障害当事者団体の積極的な役割が期待されることが多い。また国際的な障害当者団体である障害者インターナショナル（DPI）の「私たち抜きに私たちのことを考えないで」（Werner［1998］）というスローガンは，国連障害者の権利条約の議論でも考慮され，障害国際 NGO がこの条約の制定で果たした役割が大きいことも指摘されている。

しかしながら，開発途上国の当事者団体のなかには，インドでの事例にみられるように，権利条約以前からのさまざまな政府の慈善・福祉枠組みのなかで資金援助を限定的な形にせよ得ているところもある。一方，多くの途上国では，こうした政府支援を得るまでにもまだ至っておらず，当事者団体が発展のために政府の支援を必要としているところもある。逆に，最も新しいケースでは，むしろ既存団体が政府資金による既得権益のなかにいることに対抗して，新たなグループを形成しているケースもある。この際に，権利条約，海外からの支援，ICT といった要素が人権にかかわるアプローチを進めるためのツール，また障害ゆえの移動や通信のバリアを超えてクロス・ディスアビリティの活動を進めるための彼らの新たなツールとなっているといえる。

すなわち，開発における障害の包摂をどのように効率的に意味あるものにしていくのかという課題は，こうした当事者団体の発展経路や外的要因を無視しては考えられない。これらの発展経路や外的要因といった要素一つひとつを検証されるとともに，あるべき開発のモデルが障害も含めた形でさらに議論される必要がある。

第9節　おわりに

以上，インドにおける障害者，特にろう者コミュニティについて，その当事者運動の状況とインドの障害者政策の枠組みの前提となる連邦政府に対する取り組みを，障害当事者団体が全国的に繰り広げていく際の問題点について述べた。第6，7節で述べた手話や手話通訳の問題のもつ意味

はすべての都道府県にろう者の当事者団体があり，市町村をベースとした公的手話通訳派遣制度が国家によって整備されるに至っている日本の事例を考えても大きい（全日本ろうあ連盟［1998］）。全国的な組織が十分に展開され，ろう者の全国的な大会や手話の全国放送などができてこないと，途上国においても「国民手話（National Sign Language）」[21]の成立は難しい。一方，こうした「国民手話」の発展がないと，国家による手話通訳制度への支援は難しい。特に途上国では，自然発生的な国民手話の発展がみられていない国が多く，ろうの当事者団体の発展とこうした国民手話の発展とが相互補完的な関係にある。したがって，国家によるろう者のエンパワメント支援や人権の実現支援には，この両者の間でのバランスをどのように取るか難しい問題があることは森［2009］でも指摘したところである。ろう者の人権確立の実現には不可欠の存在である手話通訳の問題についても，インドではようやく手話通訳者の組織を作ることの必要性が叫ばれ始めている。

本章で紹介したAIFDとNADの比較でわかるように，前者が国家の助成制度と結び付いた職業訓練を発展させている一方で，ろう者の人権にかかわるその他の動きという点ではNADが近年，目覚ましい活躍をしている。ほかの障害者の人権にかかわるグループと協力して，国連障害者権利条約とインド国内法との調整についてのワークショップも開催している。学校教育についても，当事者団体からの強い要求を受けて，中央中等教育カリキュラム委員会（CBSE）からすべての同委員会管轄下の学校に対して障害児の入学を許可しなければならないという命令も発された[22]。また障害児教育法の改正で無償教育の範囲に障害児も含める努力もされる[23]など，中央政府側の取り組みにも変化がみられる。こうした中央政府の変化は，手話通訳についてもみられ，2010年春にはインド財務省が通訳養成予算の増額を発表している[24]。インドの現在は，このように大きな変化の時代を迎えている。本章冒頭に述べたように障害者の権利条約などの国際的な潮流の変化がインドの当事者たちを勇気づけており，新たな障害者権利運動が始まってきているといえる。そうしたなか，ろう者の当事者団体についても，NADのように若いグループが勃興し，ほかの障害者当

事者団体とも手を組みながら活動を始めている。彼らは，手話通訳やろう教育への手話の導入の連邦政府の国家計画への盛り込み，また当事者たちの声を政府に伝えるチャンネルの確保など，大きな成果も勝ち取りつつある。こうした状況について，今後もインド全体の経済発展のなかで，障害当事者たちが取り残されることなく，開発のひとりの主体として，パートナーとして参加していけているかどうかに注目していきたい。なぜなら，障害当事者の参加，それこそが貧困削減につながる大事なプロセスのひとつであるからである。

追記：本章の執筆にあたっては研究会での議論はもちろんのこと，国際開発学会第21回全国大会での報告（2010年12月4日，早稲田大学）における「障害とジェンダー」分科会での報告と議論の場において，座長の穂坂光彦教授，磯田厚子教授，黒田一雄教授，また参加者の方々から貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝したい。筆者の力不足ですべての議論には未だ答え切れていない部分もあるが，今後の研究課題としたい。

【注】

（1）本章は，研究会の中間報告である森［2010b］をもとに大幅に加筆また修正したものである。

（2）本書では原則として，ろう者と聴覚障害者は，ほぼ同義で用いるが，聴覚障害者という場合には，政府による医学的な定義で障害認定を受けられる人たちという意味となる。したがって，政府による判断や裁判などの事例では，後者の聴覚障害者という言い方を用いることとする。一方で，ろう者の方は，当事者の人たちのコミュニティでの容認（その際には，医学的な定義よりもたとえば手話ができるといった言語上の共通性やコミュニティのキー・パーソンとのつながりによる容認などが要因となる）を基準とした見方となる。インドにおける両者の細かい関係については，インドのろう社会についてのより詳細な今後の研究に待ちたい。

（3）NGOとの関係をこのようにインドの特殊教育資料が分類しているため，それにしたがっている。

（4）2010年2月に筆者が行ったAIFDの事務所で事務局長（当時）Deepak Sahay氏とのインタビュー。

（5）NADのウェブページはNational Association of the Deaf（http://www.nadin-

dia.org/NAD.html, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）である。

（6）なお，AIFD については調査当時（2010 年），こうした活動が停滞していたこともあり，同様のアドボケイト領域についての明確な提示が得られなかった。

（7）2005 年にデリーで行ったインタビューによれば AIFD は DAD とともに政府の第 10 期 5 カ年計画の作業部会（Working Group）に委員として参加している。しかしながら 2010 年に現地で行ったインタビューで確認されたところでは，委員として参加したのは，必ずしもろうの当事者ではなく，AIFD の場合，聴者の会長であったり，DAD の場合，話すことのできるろうの事務局長であった。しかしながら，NAD は第 11 期 5 カ年計画の運営委員会（Steering Committee）に参加するという政府の内部にさらに踏み込むことができている。それのみならず，NAD の参加にあたっては，手話通訳が歴史上，初めてインド政府の諮問機関のなかで採用され，手話を通じた議論が行われた。これを可能にしたのは，NAD がほかの障害団体との協力関係の基盤のうえに立って，同運営委員会での席を勝ち取ることができたためであり，ほかの障害代表から手話通訳の必要性について強い支援コメントと要望が政府に対して寄せられたからである。

（8）2010 年 3 月現在，AIFD の加盟団体がある地域･州は，アッサム州，ビハール州，デリー，ジャンム・カシミール州，チェンナイ（カルナータカ州），ガージアバード（ウッタル・プラデーシュ州），マディヤ・プラデーシュ州，ポンディシェリ連邦直轄地，オリッサ州，西ベンガル州，ケーララ州，アーンドラ･プラデーシュ州で，ほかムンバイ（マハラシュトラ州）マラバー（ケーララ州），シンブーム（ビハール州），コルカタ（西ベンガル州），コインバトール（タミル・ナードゥ州）の各市である。

（9）現在，NAD に加盟している団体がある地域・州は 2010 年 3 月現在，次のとおりである。デリー，カルナータカ州，ウッタル・プラデーシュ州，ビハール州，西ベンガル州，チャッティースガル州，マニプル州，パンジャブ州，マディヤ・プラデーシュ州，グジャラート州，アーンドラ・プラデーシュ州，オリッサ州，ポンディシェリ連邦直轄地，チャンディガル連邦直轄地の各州・連邦直轄地域とグルガオン（ハリヤーナ州），ファリーダーバード（ハリヤーナ州），シルサ（ハリヤーナ州），ヒサール（ハリヤーナ州），ワーラーナシー（ウッタル・プラデーシュ州），カーンプル（ウッタル・プラデーシュ州），イラーハーバード（ウッタル・プラデーシュ州），レーワ（マディヤ・プラデーシュ州），ノイダ（ウッタル・プラデーシュ州），ガジアバード（ウッタル・プラデーシュ州），ハイデラバード（アーンドラ･プラデーシュ州），チェンナイ（タミル･ナードゥ州）の各市である。注 8 の AIFD よりも加盟地域の範囲は広いことがわかる。

（10）“Hearing impaired youth drives forward in new lane,” *Expressindia* 2009 年 9 月 20 日（http://www.expressindia.com/latest-news/hearing-impaired-youth-drives-forward-in-new-lane/519636/, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）。

（11）“Deaf may get license to drive,” *Economic Times* 2009 年 11 月 10 日（http://economictimes.indiatimes.com/news/news-by-industry/et-cetera/Deaf-may-get-licence-to-drive/articleshow/5211682.cms, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）。

(12) “The deaf shall not drive: Centre tells Delhi High Court,” *Hindustan Times* ePaper, 2009年12月17日（http://www.hindustantimes.com/rssfeed/newdelhi/The-deaf-shall-not-drive-Centre-tells-Delhi-High-Court/Article1-487421.aspx，アクセス日：2010年3月3日）。

(13) “We will drive come what may, say deaf community,” *Thaindian* 2009年12月18日（http://www.thaindian.com/newsportal/health/we-will-drive-come-what-may-say-deaf-community_100291486.html, アクセス日：2010年3月3日）。

(14) インドの全国規模の人権にかかわる法曹関係活動家のネットワークHuman Right Law Networkのウェブサイトは，http://www.hrln.org/hrln/ である。

(15) “HC backs hearing impaired: let them take driving test,” *Indian Express* 2011年2月15日（http://www.indianexpress.com/news/hc-backs-hearing-impaired-let-them-take-driving-test/749990/, アクセス日:2011年2月15日）および“Hearing impaired can drive: HC,” *Hindustan Times* 同日。（http://www.hindustantimes.com/Hearing-impaired-can-drive-HC/Article1-662464.aspx, アクセス日：2011年2月15日）。

(16) インド手話の辞典としては，これより前にVasishta et al.［1980］が出ている。Madanはインド出身であるが，米国に渡って当時，世界でただひとつのろう者のためのリベラル・アーツの大学，ギャローデット大学で博士号を取得したろう者である。それ以外の2人はギャローデット大学の教員をしていた聴者の米国人である。

(17) 手話の共通性を計るのは，実際には非常に難しい。Mani, ed.［2001］の調査では，ろう者の人口が多いと思われていたタミル・ナードゥ州，ケーララ州，カルナータカ州，アーンドラ・プラデーシュ州，マハラシュトラ州，マディヤ・プラデーシュ州，グジャラート州，ラジャスタン州，ウッタル・プラデーシュ州，ビハール州，西ベンガル州，パンジャーブ州，ポンディシェリ連邦直轄地，ゴア州の各州から20人（ゴア州）から187人（タミル・ナードゥ州）までの人たちを集めて，調査を行っている。同時に複数の州の手話を提示して，1から5の数字で同じ手話に対して同じ番号を振る形で調査が行われている。したがって100%というのは，すべての地域で同じ手話であったもの，75%というのは3/4の地域で同一の手話であったものを指す。

(18) ヴァナキュラー（Vernacular）は，標準化されておらず，地域の生活言語である土着のことばに対して用いられる言い方であるが，イリイチ（Illich［1981］）はこうした言語に正の価値を与え，生活に根ざした生き生きとしたことばとしてこれを評価し，社会のなかの人々の生活全般にかかわる概念として新たな位置づけを与えた。学校教育のなかで否定され，抑圧されながらも生き延びてきたろう者の言語，手話はこうしたヴァナキュラーな言語としての性格を強くもつ。こうした事情はインドでも同じである。各ろう学校ごとに手話が違うのは，手話が，ろう学校で聞こえない子どもたちを教えるための教育言語として公認されていないという事情が背景にある。

(19) "Include all disabled in RTE: PM to ministry," *Indian Express* 2009 年 8 月 12 日（http://www.indianexpress.com/news/Include-all-disabled-in-RTE--PM-to-ministry/501039, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）はそうした政府の側での不備について報道した記事である。

(20) 2010 年に筆者がインドのデリーで行った調査の際の関係者へのインタビューによれば，この会議には，イギリスの途上国支援枠組みである VSO からインドに 2009 年に派遣されたイギリスの専門手話通訳者が参加し，アドバイスを与え，手話通訳のあり方などについてインドの手話通訳者に大きな刺激を与えた。また米国のろう者専門大学，ギャローデット大学で教鞭をとっているインド出身のろう者である Madan Vashshita も同じように会議に参加し，多くの示唆を与えた。

(21) ここで「国民手話」というのは，国家によって制定された「国家手話」と対立するろう者の全国的なコミュニティをベースとした手話という意味である。

(22) "Don't turn away special child, CBSE tells schools," *Daily News & Analysis,* 2010 年 1 月 20 日（http://www.dnaindia.com/bangalore/report_don-t-turn-away-special-child-cbse-tells-schools_1337263, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）。

(23) "RTE Act to be amended to include disabled kids," *Times of India,* 2009 年 12 月 25 日（http://timesofindia.indiatimes.com/india/RTE-Act-to-be-amended-to-include-disabled-kids/articleshow/5375488.cms, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）。

(24) "Disability groups find Pranab's budget heartening," *Hindustan Times,* 2010 年 2 月 26 日（http://www.hindustantimes.com/News-Feed/global-economy/Disability-groups-find-Pranab-s-budget-heartening/Article1-513296.aspx, アクセス日：2010 年 3 月 3 日）。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

稲正樹［1998］「インドの国家人権委員会の制度と機能」(『国際協力論集』6（1）151-163 ページ)。

厚生労働省［2006］『平成 18 年身体障害児・者実態調査結果』厚生労働省。

全日本ろうあ連盟［1998］『財団法人　全日本ろうあ連盟五〇年のあゆみ』全日本ろうあ連盟。

内閣府［2009］『障害者白書　平成 21 年度版』内閣府。

森壮也［2008］「『障害と開発』とは何か？」(森壮也編『障害と開発 ── 途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所研究双書 No.567 アジア経済研究所)。

──［2009］「ミャンマー手話の分析のための予備的考察」(『日本手話学会第 34 回大会予稿集』日本手話学会)。

──［2010a］「第 17 章手話とろう文化」(松井亮輔・川島聡編『概説障害者の権利条約』

法律文化社)。
――［2010b］「第５章インドの障害当事者運動：ろう者の運動を中心に」（森壮也編『南アジアの障害者当事者と障害者政策－障害と開発の観点から』アジア経済研究所調査研究報告書　新領域研究センター 2009 -I - 0)。

＜英語文献＞
Adenwalla, Dhun D.［1999］“Education of the Deaf in India,” in Brelje, H. William., ed. *Global Perspectives on the Education of the Deaf in Selected Countries*, Hillsboro, Oregon: Butte Publications, Inc.
All India Federation of the Deaf（AIFD）［2006］*Report of Activities.*
――［2009］*Report of Activities 2008-2009.*
Delhi Association of the Deaf（DAD）［2002］*52nd Annual Day Celebrations.*
Desai, A.N.［1995］*Helping the Handicapped: Problems and Prospects,* New Delhi: Ashish Publishing House.
Dennis, Dannah K.［2005］*A History of the Education of the Deaf in India and Nepal,* University of Baltimore（Downloaded 2010/02/03 from http://www.ubalt.edu/downloads/dennis_dannah.pdf).
Government of India, Ministry of Social Welfare［1981］*A Summary of the Report on Suvery of Disabled Persons.* New Delhi: Ministry of Social Welfare.
Illich, Ivan D.［1981］*Shadow Work,* London: Marion Books（玉野井芳郎・栗原彬訳［1982］『シャドウ・ワーク ―― 生活のあり方を問う』岩波書店, 岩波現代選書）.
Jepson, Jill［1991］“Urban and Rural Sign Language in India,” *Language in Society* 20（1）: pp.37-57.
Johnson, Jane E., and Johnson, Russell J.［2008］*Assessment of Regional Language Varieties in Indian Sign Language,* SIL Electronic Survey Report 2008-006, April 2008, SIL International（Downloaded 2010/02/03, from http://www.sil.org/silesr/abstract.asp?ref=2008-006）.
Mani, M. N. G. ed.［2001］*Indian Sign Language Dictionary,* Coimbatore: The Secretary.
National Human Rights Commision（NHRC）［2007］“Role of National Human Rights Institutions in Promoting and Protecting the Rights of People with Disabilities,” *Report for 12th Annual Meeting of APF,*（Downloaded 2010/02/03 from http://www.nhri.net/.../Conclusions-Recommendations-290503-NewDelhi.pdf）.
Rao, A. P., and Usha, M., N.［1995］*Helping the Disabled : Indian Perspective,* New Delhi : Ashish Publishing House.

Randhawa, Surinder P. K. [2009] *Deaf Education in India : Current Status and Issues of Concern,* presentation material for NAD.

Rehabilitation Council of India [2000] *Status of Disability in India*, *2000*, RCI.

Taylor, Wallacew, and Isabelle Taylor [1970] *Services for the Handicapped in India*, New York: International Society for Rehabilitation of the Disabled.

Vasishta, Madan, Woodward, J., and De Santis, S. [1980] *An Introduction to Indian Sign Language (Focus on Delhi)*, MD: Sign Language Research, Inc.

Vasishta, Madan [2006] *Deaf in Delhi: A Memoir,* Washington DC: Gallaudet University Press.

Werner, David with the PROJIMO team [1998] *Nothing about Us, Without Us International Day of Disabled Persons*, Healthwrights.

Zeshan [2000a] "Gebrandensprachen des Indischen Sukontinents," Ph. D. dissertation, University of Cologne: Munich: LINCOM Europa.

—— [2000b] *Summary of Grammatical Information and Non-linguistic Parameters: Indo-Pakistan Sign Language* (IPSL), La Trobe University.

—— [2000c] "Indo-Pakistani Sign Language Grammer: A Typological Outline," *Sign Language Studies* 3 (2) pp.157-212.